

「新たな大分県長期総合計画（素案）」に対する意見表明

～生活再建の制度や方法の周知など復旧・復興の事前の備えが一層充実を要望～

一般社団法人日本損害保険協会九州支部大分損保会（会長：甲斐 友邦 東京海上日動火災保険株式会社 大分支店長）では、2024年7月1日付で公表された「新たな大分県長期総合計画（素案）」の意見募集に対し、2024年7月30日付で意見表明を行いました。

同計画案は、時代の要請や潮流の変化に対応し、大分県を新たなステージへ発展させることを目的としており、持続可能な行財政基盤を構築するとともに、デジタルや先端技術の力を活用し、社会変革の実現に向けた取組を加速的に進めることで公共サービス等の維持・向上を図るため、2028年度までを期間とする新たな行財政改革計画をとりまとめたものです。

大分損保会では、同県の地球環境問題の深刻化と自然災害の脅威に対する認識およびデジタル社会の進展に伴う先端技術の活用の姿勢に賛同する一方で、自然災害発生時に、県民の生命・身体の保護と同時に、財産の保護についても計画を策定することや、サイバー空間の安全確保対策の推進において官民連携の推進が重要である等、以下のとおり意見を表明いたしました。

P 8

1 時代の要請や潮流の変化「変化3 地球環境問題の深刻化と自然災害の脅威」に関する県の認識および、①強靱な県土づくりと防災対策の高度化につき賛同いたします。

P 1 1

1 時代の要請や潮流の変化「変化6 デジタル社会の進展と加速する先端技術の活用」に関する県の認識に賛同します。また、①あらゆる分野におけるDXの推進についても記載いただいていることにつき賛同いたしますが、DXの推進によりビジネスモデルを変更していくことは、DXに企業活動が依存せざるえないこととなり、企業運営の強靱性を確保する観点から、DX推進とともにサイバーセキュリティの強化を図ることも重要であると考えます。

P 1 5

1 分野別政策の10年後の目指す姿「災害に強い県土づくりと危機管理の強化」

10年度の目指す姿として、「『自助』の意識向上や『共助』の体制づくりによる地域防災力も強化される中で、自然災害から県民の命が守られています。」とあります。自然災害において、最も優先すべき事項は県民の命であることは論を俟たないことではあるものの、災害対策基本法第4条に記載のとおり、県においても県民の財産の保護する視点も含めて計画を策定すべきではないかと思慮いたします。

災害対策基本法（都道府県の責務）

第4条 都道府県は、基本理念に則り、当該都道府県の地域並びに当該都道府県の住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て、当該都道府県の地域に係る防災に関する計画を作成し、及び法令に基づきこれを実施するとともに、その区域内の市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う責務を有する。

P 1 6

1 分野別政策の10年後の目指す姿「7 誰もが安全・安心に暮らせる社会づくりの推進」に賛同いたします。

P 2 3～2 4

【安心1】災害に強い県土づくりと危機管理の強化

(2) 大規模災害等に備えた防災対策の高度化

AI や衛星データ等の先端技術を活用して、災害時に迅速な情報伝達や応急体制を構築することに賛同します。また、複数の災害が同時に起こった際に、県内外からの人的・物的支援を迅速かつ効率的に受け入れる体制が整備されていることに賛同します。

(3) 「人的被害ゼロ」に向けた地域防災力の強化

災害時に自分の命は自分で守る「自助」の意識を高めていることおよび要配慮者の避難などを助け合う「共助」の体制が構築されていることは、非常に重要と考え賛同いたします。一方で、上記記載の減災とともに、激甚化している災害を踏まえると、復旧・復興の事前の備えも重要な視点ではないかと考えます。

加えて、防災士の育成やスキルアップへの支援、自主防災組織との連携強化については、市民の生命・身体を守る重要な取組と捉えており、あわせて賛同いたします。

なお、P 2 3の課題認識において「南海トラフ地震では、想定される最大死者数が約2万人と甚大な被害の発生が危惧される」とありますが、喫緊の課題である南海トラフ地震への対策としては、堤防等などのハード対策以上に、(2) 大規模災害等に備えた防災対策の高度化に掲げる「迅速な情報伝達」に基づき、「県民一人ひとりが、災害時に自分の命は自分で守る「自助」の意識を高め、早期避難行動」が重要と考えており、「主な取組」で明示的な記載をすることで、両者が有機的に結びつくことと考えます。加えて、生命・身体を守る取組がもちろん最優先ですが、災害により負傷した人や住居や家財の損害を受けた人への生活再建の制度や方法の周知にも触れることで復旧・復興の事前の備えが一層充実すると考えます。

P 7 1～7 2

【安心7】誰もが安全・安心に暮らせる社会づくりの推進

(1) 良好な治安と安全で快適な交通の確保

同項目で①良好な治安の確保の一環として行われている「地域住民や企業、団体等と連携した防犯活動の推進」について、地域に密着した防犯活動は効果的と考え賛同いたします。また、年々増加している自転車事故を踏まえると「交通ルール遵守と交通マナー向上を図るための広報啓発・交通安全教育等の推進」は極めて重要な取り組みと考え、賛同いたします。

特に、小学校入学に伴い子供は急激に交通事故および犯罪被害に巻き込まれるリスクが増加する（交通事故総合分析センター・交通統計、警察庁・犯罪白書等参考）ため、防犯活動および交通安全教育等の推進については、小学生等に特化した取組が有効ではないかと考えております。

加えて、＜サイバー空間の安全確保対策の推進＞について、

技術革新に伴い、社会全体でDX等が推進された結果、新たなサイバー犯罪手法やウイルス等による事件が増加しており、指摘のとおり重要と考えます。業務に関するデータをオンラインで取り扱う機会が増加する中、サイバー攻撃によるダメージが影響する範囲は広く、被害額が一億円以上にも上る高額な損害を伴う事故も散見されております。一方でサイバーリスクへの対策は十分に浸透しているとはいえ、より一層の安全確保対策の周知・啓発においては、官民連携の推進が重要と考えており、本計画案に記載の方針に賛同いたします。